



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

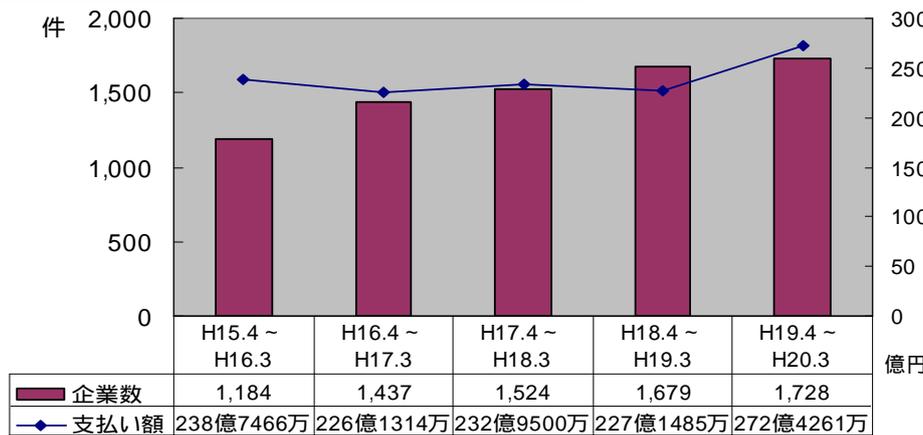
〒101-0035
東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル4F
電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276
担当: 花村

賃金不払残業 是正金額・是正企業数 過去最高に!!

平成19年度における労働基準監督署の指導による、残業代不払の企業数や金額が発表されました。
今回は残業不払いの指導状況をお伝えします。

以前にもお伝えしたように監督署の定期指導等による違反は就業規則、安全衛生など多岐にわたりますが、今回は賃金の不払いに絞ってみました。

100万円以上の割増賃金の支払状況の推移



残業不払い企業数 増加

残業不払い金額 増加

原因

監督指導の強化

労働者による相談の増加

監督内容の強化!

実質対象期間の拡大(時効2年)

時間把握の多様化

(申告を含めた時間数の把握)

H19年度 定期監督による総違反件数 9414件

業種	企業数	是正支払額
製造業	437	450,922万円
鉱業	1	439万円
建設業	112	146,531万円
運輸交通業	93	61,665万円
貨物取扱業	11	9,708万円
農林業	9	1,387万円
畜産・水産業	1	129万円

業種	企業数	是正支払額
商業	432	1,190,730万円
金融・広告業	85	353,319万円
映画・演劇業	5	927万円
通信業	9	40,026万円
教育・研究業	62	74,932万円
保健衛生業	123	91,183万円
接客娯楽業	134	83,141万円
清掃・と畜業	28	16,635万円
官公署	1	1,444万円
その他の事業	185	201,143万円
計	1,728	2,724,261万円

業種別で見ると、製造業、商業が突出して多くなっています。

是正支払額は商業がもっとも多く、約12億となっています。



製造業・商業は注意!!



割増賃金率改正 労働基準法改正案成立!!

H22年4月より、残業など時間外労働をした場合の割増賃金率の引き上げ案が成立しました。

H22年4月からの適用には、以下の中小企業が除かれます(注1)

中小企業は3年後適用を再検討する予定です。

注1) 対象外となる中小企業

製造業その他	資本金又は出資総額3億円以下又は常時使用する従業員300人以下
卸売り業	" 1億円以下 " 100人以下
サービス業	" 5千万円以下 " 100人以下
小売業	" 5千万円以下 " 50人以下

【現行】

通常の賃金の2割5分以上

【改正後】

45時間未満・・・現行どおり2割5分以上

45~60時間未満・・・労使で決定

60時間以上・・・5割以上